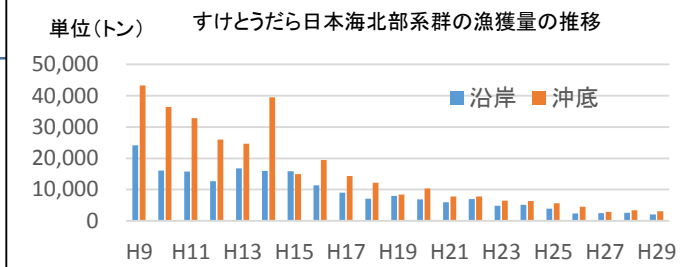
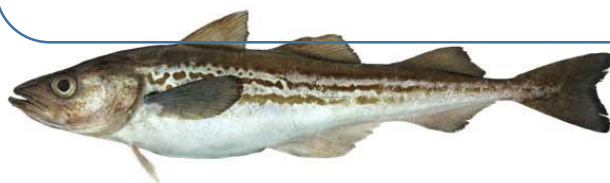


すけとうだら日本海北部系群の広域資源管理

1 資源及び漁獲の状況

日本海北部に分布するすけとうだら日本海北部系群は、2006年級群の加入状況は良かったものの、その後の加入状況が悪く、資源量から資源水準は低位、過去5年間（2013～2017年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。今後は豊度が比較的高い2012年級群及び調査船調査から高い豊度が期待される2015、2016年級群の加入により親魚量の増加が予想される。主に沖合底びき網漁業及びはえ縄・刺し網漁業により漁獲されており、2017漁期年の漁獲量は約5千トンである。



2 関係漁業種類

(北海道) 沖合底びき網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、すけとうだらはえ縄漁業

3 資源管理目標

日本海北部系群については、極めて低い資源水準で推移しており、かつ、近年の海洋環境等も資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、親魚量がこれまでの最低水準を下回らないよう注意しつつ、着実な資源の回復を基本方向として管理を行う。

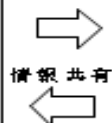
4 関係者による連携を図るための体制

本系群の漁獲の大半を占める北海道の漁業においては、下図のすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等に関係者間で共有することにより、各地区ごとに設置されている資源管理推進委員会等による資源管理措置の確実な実施を図ることとしている。

すけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会

〈構成者：北海道日本海沿岸すけとうだら漁業関係者、北海道日本海沖合底びき網漁業関係者、北海道漁業協同組合連合会、北海道機船漁業協同組合連合会、国立研究開発法人水産研究・教育機構、〈地独〉北海道立総合研究機構水産研究本部、水産庁、北海道〉

- ・資源状況や漁獲状況の把握
- ・資源管理措置の実施状況の把握
- ・資源管理措置の改善の検討



宗谷・留萌・小樽・檜山地区
資源管理推進委員会
〈各地区沿岸漁業者・沖合底びき網漁業者〉

- 〈すけとうだらを含む資源について〉
- ・資源管理に関する課題協議
 - ・資源管理協定の締結

5 資源管理措置

資源管理措置の内容	漁業種類	平成 29 年度の実績
【①漁獲努力量の削減（強度資源管理タイプ）】 ・すけとうだらを目的とした総操業隻日数※の削減 ※1 隻が 1 日当たり、すけとうだらを 1t 以上漁獲した日を 1 隻日とする。	沖合底びき網漁業	・平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの総操業隻日数は 98 隻日（上限：204 隻日）。 小樽：39 隻日（上限：108 隻日） 稚内：59 隻日（上限：96 隻日）
・総操業日数の削減	すけとうだらはえ縄漁業（檜山地区） すけとうだら固定式刺し網漁業（島牧地区）	・檜山地区の平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの総操業日数は 174 日（上限：1,422 日）。 ・島牧地区の平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの総操業日数は 141 日（上限：157 日）。
【②小型魚の保護】 ・体長 30cm 又は全長 34 cm 未満のすけとうだらの漁獲は一操業・航海において、すけとうだらの総漁獲量の 2/10 を超えない。 ・一揚網又は一揚縄当たり、体長 30 cm 又は全長 34 cm 未満のすけとうだらの重量が 2/10 を超えた場合には、体長 30 cm 又は全長 34 cm 未満のすけとうだらの漁獲を回避するため、漁場の移動等の適切な措置を講ずる。	沖合底びき網漁業 すけとうだら固定式刺し網漁業 すけとうだらはえ縄漁業	すけとうだら固定式刺し網漁業・すけとうだらはえ縄漁業 ・体長 30 cm 又は全長 34 cm 未満のすけとうだらの漁獲が 1 操業・航海において、すけとうだらの総漁獲量の 2/10 を超えなかった。 ・一揚網又は一揚縄当たり、体長 30 cm 又は全長 34 cm 未満のすけとうだらの重量は 2/10 を超えなかった。
・小型魚の漁獲割合が一定量（20%）を超えた場合には、漁場移動等を行う。また、一日当たりの総水揚量が一定量（800 t）を超えた場合は翌操業日の操業を自粛する。 ・資源の良好な加入が確認された場合には、期間を定めた休漁等の検討を行い実施する。	沖合底びき網漁業	沖合底びき網漁業 ・平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの間、一揚網当たりの小型魚の漁獲量は総漁獲量の 20% を超えることはなかった。 ・平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの間、1 日の総水揚量は一定量（800 t）を超えなかった。
【③産卵親魚の保護】 ・操業期間の短縮。 ・卵巣が成熟した場合は終漁する。 ・プール制による漁獲圧の緩和と相互扶助。 ・保護区の設定。 ・体長 36 cm 以下の未成魚が漁獲された場合は漁場移動。	すけとうだらはえ縄漁業（檜山地区）	・11 月 1 日～3 月 31 日の許可期間に対して、11 月 21 日～12 月 31 日の操業期間とし、漁期前後を休漁。 ・卵巣の成熟は見られなかったが、12 月 31 日に終漁。 ・主要漁場の爾志海区では、水揚げ金額を 10 隻で均等配分。 ・熊石沖の産卵場所を全面禁漁。 ・体長 36 cm 以下の未成魚に留意して操業。
【④その他】 ・底建網等の「その他漁業」にあつては資源管理協定に準じた措置の指導や北海道庁による若干見合量の提示等、すけとうだら固定式刺し網漁業にあつては操業期間の短縮などを行う。	沿岸漁業 （すけとうだら固定式刺し網漁業、底建網漁業等）	・休漁期間を設定し、操業日数を削減（固定式刺し網漁業）。 ・各振興局より漁協毎の若干見合量を提示（その他漁業）。